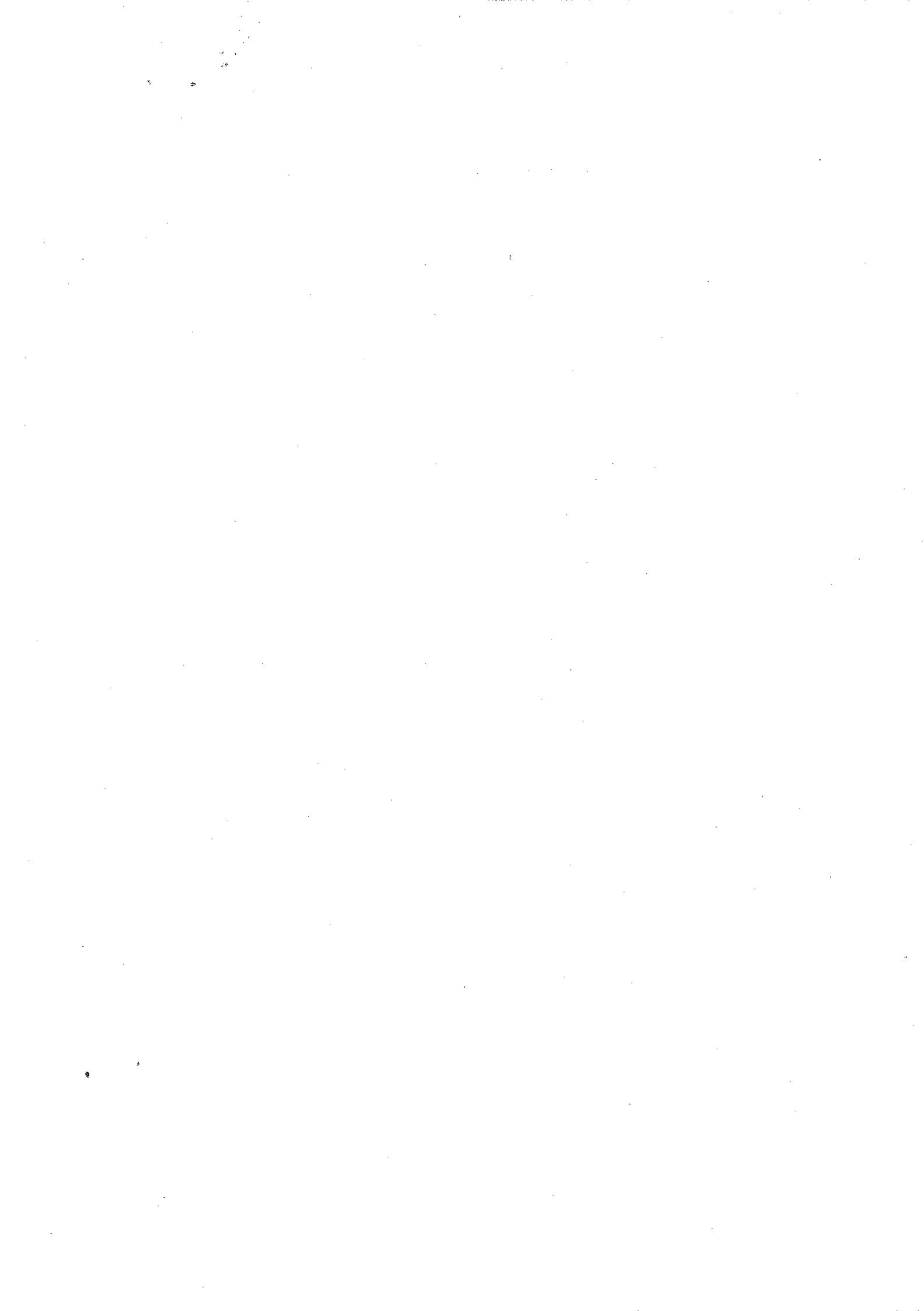


(様式第2号)

会議録

令和4年3月25日作成

会議の名称	第4回 島本町農業委員会		
会議の開催日時	令和3年11月16日(火) 午後1時30分から午後2時01分		
会議の開催場所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出席委員	別紙のとおり		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	会議に係る資料		
審議等の内容	別紙のとおり		



第4回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年11月16日(火) 午後1時30分～午後2時01分
2. 場 所 島本町役場3階 委員会室
3. 議事日程

【報告】

- ①農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ②農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ③農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ④農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ⑤農地法第4条第1項第8号の規定による届出書について
- ⑥農地法第4条第1項第8号の規定による届出書について
- ⑦農地法第5条第1項第7号の規定による届出書について
- ⑧農地法第5条第1項第7号の規定による届出書について

【審議】

- ①農地パトロール(利用状況調査)の結果について

【その他】

研修会

- ①産地交付金等について

4. 出席者

(委員)

会長 大西 義雄	会長代理 西田 尚弘	委員 井上 謙一
委員 小川 良子	委員 柏原 縁	委員 木村 修
委員 清水 正純	委員 下村 清次	委員 高山 一郎
委員 中村 清司	委員 藤原 弘	委員 好本 黙

(事務局)

局長 名越 誠治	次長 佐藤 成一	担当 大森 隆雄
担当 木村 圭佑		

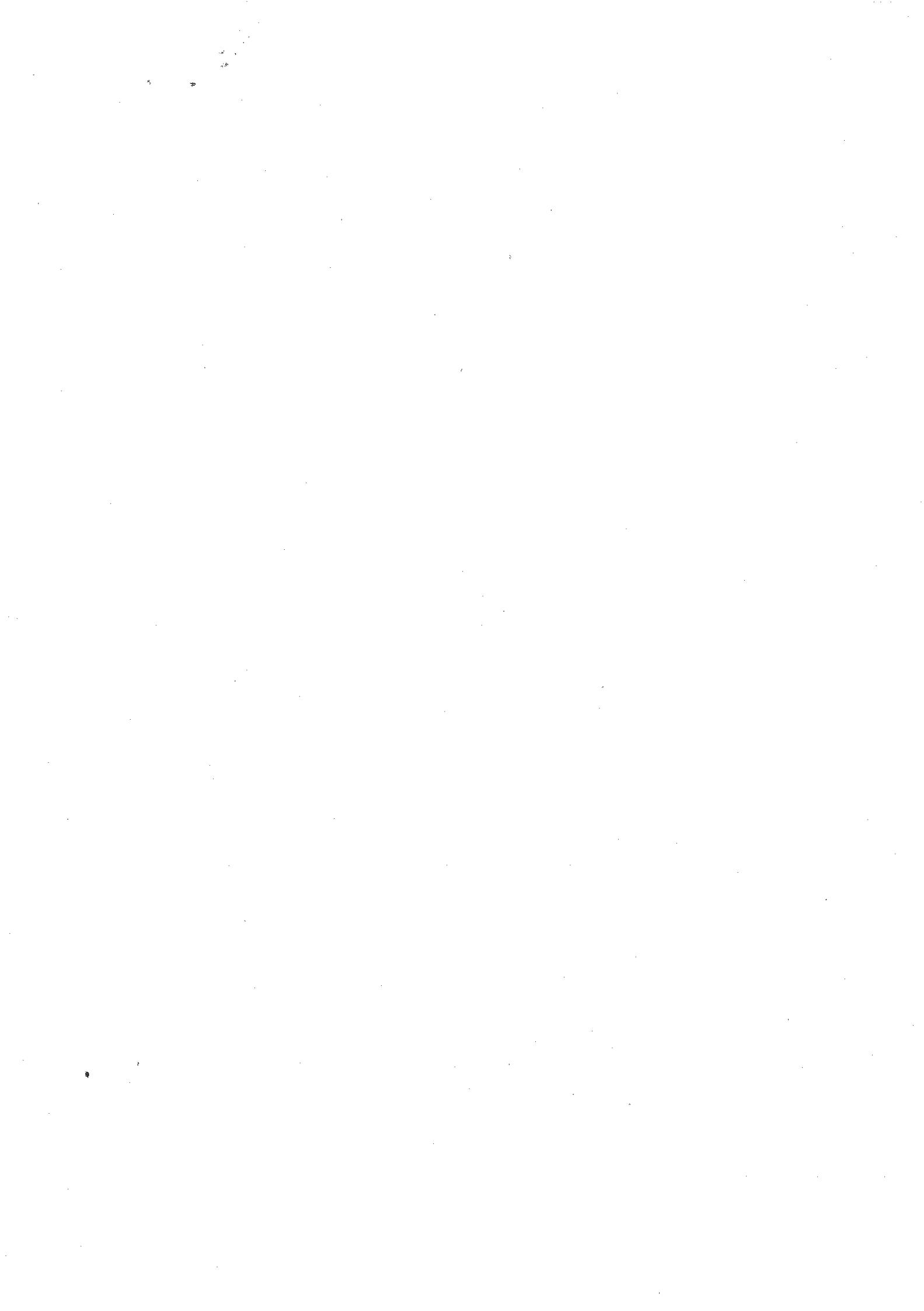
5. 欠席者 0名

6. 傍聴人 2名

農業委員会会长 大西 義雄

署名委員 高山 一郎

署名委員 田中 幸造



令和3年度 第4回 島本町農業委員会議事録

事務局	<p>お待たせいたしました。それでは定刻となりましたので、ただいまから第4回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を担当いたします事務局の大森でございます、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、新型コロナ感染拡大防止のため、なるべく時間を短縮しながら会議を進めてまいりたいと考えておりますので、スムーズな議事の進行にご協力のほうをよろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、座って進行のほうをさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、委員の皆様にご報告がございます。</p> <p>令和3年11月3日付で、内閣府賞勲局から、令和3年秋の叙勲の受章者が発表され、本町農業委員会会长、大西義雄様が旭日単光章「農業振興功労」を受賞されました。大西会長におかれましては、島本町農業委員会及び一般社団法人大阪農業会議並びに高槻市農業協同組合において要職を歴任し、長きにわたり農業者として培われた農業に関する豊かな知識や経験を生かし、各業務全般を適正かつ厳正に執行し、地域農業の振興や組織の強化、事業の進展にご尽力されました。</p> <p>それでは、大西会長から一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。今、ご紹介いただきましたように、このたびの令和3年秋の叙勲で旭日単光章の栄位にびっくりと感激をしているところでございます。本来なら、勲章の伝達を受け皇居なり参内して、天皇陛下から挙手の栄を賜るところでございますが、コロナ禍のため、今のところまだ検討されているということでございます。</p> <p>私は、農林水産省の関係からの受賞でございますけども、ここにおられる農業委員会の皆さん、あるいは関係者の皆さんのご支援・ご協力のたまものと厚く感謝しております。また、農林漁業関係者の皆さんにも感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>現時点では、勲章の伝達を受けていませんが、農林水産大臣から閣議決定したというご通知を受けております。今後は、この栄誉に恥じることなく一層精進していく所存でございますので、相変わらぬご指導とご鞭撻をお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>大西会長、おめでとうございました。</p> <p>このたびのご受章を心からお喜びするとともに、今後のご健勝とますま</p>

	<p>すのご活躍を心より祈念いたします。</p> <p>それでは、ただいまから第4回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、本日の案件でございますが、報告案件といたしまして「農地法第3条の3第1項の規定による届け出書について」が4件、「農地法第4条第1項第8号の規定による届け出書について」が2件、「農地法第5条第1項第7号の規定による届け出書について」が2件、審議案件といたしまして「農地パトロール（利用状況調査）の結果について」の合計1件、その他、研修となっております。</p> <p>事前に郵送させていただいております資料につきまして、本日、皆様お持ちいただいておりますでしょうか。</p> <p>それでは、引き続き、島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いいたします。大西会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、改めまして、ただいまから第4回の島本町農業委員会を開催させていただきます。コロナ禍の中でのありますので、スムーズな議事にご協力のほどお願ひいたします。簡単ではございますけどもよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案に入る前に委員の出席状況について報告いたします。</p> <p>委員13名中、出席13名、欠席ゼロ名であります。島本町農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。高山委員、田中委員にお願いいたします。</p> <p>次に、本日、傍聴者はありますか。</p>
事務局	傍聴者が2名おられます。
議長	議案に入らせていただく前に委員会の傍聴者の申し出がございます。傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認め、入室を許可いたします。</p> <p>それでは議案に入ります。報告案件は7件ございますが、届出案件について一括して事務局から説明いたします。</p>

事務局	<p>本日の報告案件は多数ございますが、会議時間短縮のため概要のみのご説明とさせていただき、地区の担当委員の皆様からの補足説明も省略をさせていただきます。</p> <p>それでは1ページをお開きください。農地法第3条の3第1項の規定による届出で、相続による権利を取得した案件として4件をご報告させていただきます。</p> <p>まず、1ページ目でございます。</p> <p>本件は、大字山崎の一筆の農地について、相続あり、所有権が移転された旨の届出でございます。</p> <p>続きまして、11ページをお開きください。</p> <p>本件は、桜井2丁目の一筆の農地について、相続あり、所有権が移転された旨の届出でございます。</p> <p>続きまして、18ページをお開きください。</p> <p>本件は、広瀬1丁目の2筆の農地について、相続あり、所有権が移転された旨の届出でございます。</p> <p>続きまして、26ページをお開きください。</p> <p>本件は、広瀬1丁目の6筆の農地について、相続あり、所有権が移転された旨の届出でございます。</p> <p>以上が、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございました。</p> <p>続きまして、44ページをお開きください。ここからは農地法第4条第1項第8号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、案件としては2件ご報告させていただくものでございます。</p> <p>1件目、本件は山崎5丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものです。共同住宅の建設のため、転用する予定となっております。</p> <p>続きまして、55ページをお開きください。</p> <p>本件は、広瀬4丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、共同住宅の建設のため、転用する予定となっております。</p> <p>以上が、農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございました。</p> <p>続きまして、70ページをお開きください。ここからは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分以外のものとして他の目的に転用するもので、案件としては2件ご報告させていただくものでございます。</p> <p>まず本件は、江川2丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。転用目的は資材置場となっております。</p> <p>続きまして、82ページをお開きください。</p> <p>本件は、桜井2丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたも</p>
-----	--

ので、転用目的は分譲住宅建設となっています。

以上が、農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございました。

以上、各報告案件についてご説明をさせていただきました。なお、各案件について委員の皆様から事前にご質問などはございませんでした。

簡単ではございますが、事務局からの報告は以上でございます。

議長

ありがとうございます。膨大な資料を先に配付しておきましたので、皆様方も熟知されていると思いますけども、初めの4件については、相続のための届出ということで名義が変わるということで、農地そのものは関係ありません。それから、その次の2件につきましては、4条の申請で共同住宅を建てるということでございます。残りの2件については、5条申請で他の人に渡して転用するということで、1つは資材置場、1つは共同住宅でしたね。

ということでございますけど、全て市街化区域内での行為ということなので、届出ということになっております。ということで、皆様方のほうで何かご質問・ご意見等がございましたらお受けいたします。

これは、会長の届出を受けるということになります。

よろしいですか。調整区域の転用の場合は、皆様の手で議論してもらって審議しますけども、市街化区域の中では届出ということになりますので。

そしたら、ただいま事務局から説明がありました案件については、委員の皆様方のご意見・ご質問が特にないということでございますので、質疑を終結して報告を受けたものといたします。

それでは報告案件の議事が終了しましたので、審議案件に入ります。事務局から、次の案件をお願いいたします。

事務局

それでは、審議案件①「農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を資料に沿って説明をさせていただきます。

97ページをお開きください。

10月22日から11月4日にかけて、各地区で農地パトロールを実施いたしました。また、昨年度に遊休農地として指定された農地は尺代の1筆、合計面積は████████となっております。

98ページから103ページまでが農地パトロール実施日の写真でございます。

まず、87ページをお開きください。尺代の写真でございますが、上の写真がここ数年ずっと遊休農地として指定されている箇所でございます。当該農地につきましては、依然として草木が生い茂っている状況でございました。当該農地につきまして、引き続き遊休農地として指定するかどうか

	<p>か後ほどご審議いただきたいと思います。</p> <p>そのほか、私が見て回った地区で申しますと、高浜地区におきましては、現在本町でも一番農地の多い地区となっていることから、一段のまとまりとして農地をよく管理されているという印象を受けました。また、広瀬・山崎地区におきましても、市街化農地としてよく管理されておりまして、遊休農地に指定するべきものはないと考えております。</p> <p>その他の地域につきましても、新たに遊休農地に指定するような農地はないと考えております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明がありました案件について、各地区から一緒にパトロールしていただきました農業委員の皆様方のほうから、何か補足説明があったらお願ひしたいと思います。パトロールの日にちと順に行つてますので、最初に桜井の清水委員からお願ひいたします。</p>
委員	<p>桜井地区を担当しております清水です。ご存じのように今、桜井の土地に関しまして開発がほとんど入っていまして、桜井地域の9割方が開発地域になっていますので、ほとんど農地・田んぼ、そういうのがない町内の状態であります。ただ、町立の体育館の横と、それから桜井1丁目の踏切を越えてちょっと行ったところ辺に田んぼがあります。そこは、きれいに今のところは耕作されていまして問題ないような状態ですので、農地パトロールに対しても問題ございませんでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは広瀬地区、田中委員からお願ひいたします。</p> <p>ごめんなさい。ちょっと順番を間違えて大沢地区、私、間違えて飛ばしました。藤原さん、お願ひします。</p>
委員	<p>大沢地区、10月28日にパトロールを行いました。今年も遊休農地にならずスムーズにいきましたので、去年並みです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、広瀬地区の田中委員お願ひします。</p>
委員	<p>11月1日に農地パトロールを実施いたしております。写真では載っておりませんけれども、広瀬地区の中で私の担当している該当地におきまし</p>

	<p>て、未耕作の田が1筆ございました。耕作者が、今年の5月に亡くなられたことが未耕作の原因でございます。なお、当該地は草刈り等をシルバー人材センターにお願いしておられ、作付されておりませんが維持管理はされていると考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。広瀬地区、あとの3名の方で何か補足説明があったらお願ひします。活動された中で。</p> <p>いいですか。</p>
委員	結構です。
議長	<p>それでは、引き続きまして尺代地区へ行きます。</p> <p>尺代地区は11月1日、私がパトロールをいたしました。事務局と。先ほど事務局からお話がありましたように、尺代の[]番地の[]m²が調整区域の中でございますけども、遊休農地としてされないということで、度々、所有者さんにお話はしておりますけども、前回、昨年も言いましたように昔、我々はよく知らない時代ですけども、お米が非常に余ったという時代がございまして、お米を作るなど、休耕せよという政府からの指導があったときに休耕したんだということで、それをずっと、その後いろいろ変遷があって補助金が出たり、あるいは代わりのもん入れなあかんとかあったんですけども、その人はそのままずっと来ているということで、人に貸すのも嫌やし、自分もしない人、そういう人なのでなかなか難しいところです。</p> <p>ちなみに、尺代の状況を言いますと、尺代は棚田なんです。非常にお米を作る、何をするにしても労力がいるということで、担い手も少なくなっている。高齢化しているということで、尺代地区の辺で10数件の地主さんがおられるんですけども、そのうちの10件には自分で少しは作って、残りは全てファミリー農園、貸し農園ということで、貸しておられるといった状況でございます。ですから、その貸し農園でみんなで支えていただいているということなので、それがなければ遊休農地がたくさん増えるということになります。棚田というのは、非常に不便なので労力がいるので、先ほども言いましたように、それでコスト的にもものを作ってもなかなか合わないということで、昔からやっているファミリー農園、貸し農園というのを若山台の方を中心に今、数百はあると思う、やっているといった状況をちなみにご報告申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、続きまして山崎地区の報告を木村委員からお願ひいたします。</p>

委 員	<p>山崎地区の木村です。11月2日、事務局と一緒にパトロールをしています。昨年と変わらずの状態でございます。しかし、今年は異常に夏場が草が生えやすく、毎日のようにどこかで草刈りをしておるというような状況が続き、中には手が出しにくいというような状況もございます。</p> <p>ただし、管理地は管理地としておられますし、例年のごとく田植えは順調に完了しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続きまして東大寺地区、井上委員。</p>
委 員	<p>東大寺地区も11月2日に事務局とパトロールを実施しまして、例年どおり未耕作の土地が5件あるんですけど、1件は開発が始まってしまって残り4件なんですが、未耕作の理由は高齢であったり、ご子息が町内にいない、県外にいらっしゃるというようなこと等ありますて、そのまま去年と同じように未耕作のままです。</p> <p>除草作業につきましては、シルバーに委託したり、知人の方に依頼したりしておられるのが現状です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>引き続きまして、高浜地区を代表いたしまして西田委員から報告。</p>
委 員	<p>高浜地区の農地パトロールのご報告をさせていただきます。パトロールのほうは11月4日、委員3名と事務局1名で地域内をパトロールしました。パトロールのほうは、市街化調整区域全域と市街化区域の農地、並びに生産緑地に指定されている農地の確認に回りました。</p> <p>地域内の農地を全部回りました結果、全て維持管理が適正になされておりまして、耕作もされていると確認できましたので、高浜地区に関しては特にご報告の内容はございません。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。高浜地区、ほかの好本委員、小川委員、何かありますか。ございませんか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、各地区的報告が終わりましたので、本件についてご意見・ご質問がありましたらお受けいたします。</p>

	特に新たに遊休農地として。 はい。どうぞ。
委 員	今の報告の中でも、未耕作とかあって、除草はされているとあったと思うんですけど、そういうのって結局、最終的には農地法の第4条の1項の8号か7号か分かりませんけど、どっちかで転用という形になっていくと思うんですけども、それは農地法で定められているので届出があれば承認以外はないというのは分かるんですけども、それだったら放っておいたらこのままずっと、どんどんどんどん島本町の農地というのは減るだけで、維持するとか増やすとかということつながっていかない流れしか見えてこないんですけども、それだったら農業委員の役割というかそういうものは何なのかというところが私にはずっと分からぬところで、そういうところをどうお考えなのかなということとか、特に7号規定の第三者譲渡というのは審議案件にならないというのも分かっているんですけど、本当にどうしようもないものなのかなというところがちょっと疑問に思っているので、質問というか意見なんんですけど。
議 長	そしたら、事務局。
事務局	まず転用、農地法の4条とか5条とかのことですかね。届出案件。
委 員	そうです。
事務局	こちらに関しては、農地法の4条、5条というのは、農地法に基づきまして市街化区域の農地を転用する場合に、農地法に基づいて届出をなされるものですので、あくまで事後報告という形になります。申請者の方が、正しい形に基づいて届出をされた場合は農業委員会事務局としても、それを不受理とするということはまずできない話になりますので、その辺はやむを得ないという言い方はあまりよくないかも知れないですけれども、法律に従ってやっていくという形になります。転用の場合で、審議案件になるのはご存じのとおり市街化調整区域、こういったところは農地をもっともつと守っていこうというエリアですので、こここのところはしっかりと農業委員の役割として審議をして守っていかないといけないと考えております。
	農業委員の役割というのは、先ほどにもつながるんですけども、市街化調整区域、農地を守るべきエリアに関してはしっかりと皆さんで審議をして進めていく、また中間管理事業、以前の6月の農業委員会のほうで研修でも説明はさせていただいたと思うんですけども、それを利用したい農家

さんとの橋渡しをしていただくとか、いろいろ農業委員さんの役割というのあります。

また、こういった農地パトロールなども自主的にやっていただいたりして、こういうところがあるということをご報告していただいて、地域の皆さん、また農業委員さんの皆さんで、また事務局も含めてみんなで農地を守っていくというのが大事なのではないかというふうに考えております。以上です。

議長

よろしいですか。

この前の10月の研修のときにお話、何て言う先生やったかな。出席して聞いていただいたと思いますけども、昭和46年、都市計画法で市街化区域と大都市圏だけですけども、調整区域ができた。市街化区域は都市化を進めると、調整区域は農地を守るということで、市街化区域のほうは届出で転用することを進めたという政策を国がやったのでなっているということです。それを残そうとしたら、この前言われました生産緑地という格好で残していく。というのは、農地が宅地並みの課税を取りますので、例えば具体的に言うと、調整区域やったら1反300坪が数万円程度の固定資産税やけども、それが市街化区域に入ると数十万に代わるということがあって、それはかなわんとお米を作ったら10万円ぐらいやということから、生産緑地にしてそういうところを軽減させていくと。ただ、その中でされてないところは市街化が進む可能性がある。市街化区域で、できなくなつたから調整区域を市街化区域の代わりにさせていくということなので、調整区域はおっしゃっているように農地をそのまま守っていくということです。ただ、調整区域で転用できるものが定められています。その提案があったときに、届出があったときには、それはここで審議して決めるという扱いをずっとやってきておるということでございます。

ほか、何かございますでしょうか。

特に、新たに遊休農地と指定すべき農地があるかどうかや、現在遊休農地として指定されている尺代の1筆について、引き続き指定するかどうかについてご意見があつたらお願ひいたします。尺代の1筆は、ずっとこれ遊休農地で来ているのですけど、明らかに遊休農地になっていますので、ただほかにはそういうところは見えないという報告でございましたので。

よろしいでしょうか。

そしたら、特に発言がないようございますので、質疑を終結いたします。

それでは、採決を行いたいと思いますが、現在報告されている尺代の遊休農地1筆について、引き続き遊休農地とすることにご異議ございませんか。ないですか。

委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議ないものと認め、採決いたします。</p> <p>それでは、農地パトロールの結果について、以前から指定されている尺代の1筆を引き続き遊休農地とすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>ありがとうございます。全員賛成により、現在指定されている尺代の1筆を継続して遊休農地として指定いたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、審議案件が終わりましたので研修会のほうに入らせていただきたいと思います。研修会に関しては準備がございますので、少しお待ちいただきますようお願ひいたします。</p>